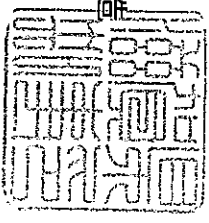


滋 水 第 7 9 3 号

令和 7 年 (2025 年) 9 月 5 日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業の許可の基準について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項の規定に基づき、引縄釣漁業の許可の基準について貴委員会の意見を問います。